

居宅介護支援重要事項説明書

〈 令和8年10月1日 現在 〉

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口（8：30～17：00）

管 理 者 長 島 大 介

T E L 0 4 8 - 5 6 2 - 5 0 3 7

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 羽生総合病院ふれあい介護相談所居宅介護支援事業所の概要

（1）当事業所の指定番号及びサービス提供地域

事 業 所 名	羽生総合病院ふれあい介護相談所
所 在 地	埼玉県羽生市下岩瀬446
介 護 保 険 指 定 番 号	居宅介護支援（埼玉県 1173900778号）
サ ー ビ ス 提 供 地 域	羽生市

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談下さい。

（2）同事業所の職員体制

管理者	1名
主任介護支援専門員	1名以上
介護支援専門員	2名以上

（3）営業時間及びサービス提供時間

平日（月曜～金曜）	8：30 ～ 17：00
土曜日	8：30 ～ 12：30
日・祝祭日 年末年始（12月31日～1月3日）	休 み

※電話連絡は24時間受付しています。

3 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。

このサービス提供証明書を後日各市町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けます。

なお当事業所所在地の地域単価は6級地で、1単位あたり10,42円です。

（1）基本料金（居宅介護支援費）

要介護1・2の方	11,316円
要介護3～5の方	14,702円

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬を算定します。

※算定要件

- (Ⅰ) モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の(原案の)作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること
- (Ⅱ) 居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと

加算料金

初回加算	3, 1 2 6 円
算定要件 次のいずれかに該当していること。 ①新規に居宅サービス計画を作成した場合。 ②要支援者が要介護認定を受けた時に居宅サービス計画を作成する場合。 ③要介護状態区分が２段階以上変更となった場合。	

特定事業所加算（Ⅱ）	4, 3 8 6 円
算定要件 次の基準のいずれにも適合していること。 ①主任介護支援専門員を１名以上配置していること。 ②利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ③２４時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応できる体制を確保していること。 ④介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 ⑤地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護サービスを提供していること。 ⑥ヤングケアラーや障害者、生活困窮者、難病患者等の支援に関する知識を深めるため、検討会や研修に参加していること ⑦減算要件に該当していないこと。 ⑧介護支援専門員１人当たりの利用者の平均件数が４５件以上でないこと。 ⑨常勤の介護支援専門員を３名以上配置していること。 ⑩法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制が整備されていること。 ⑪他の法人が運営する指定居宅支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。 ⑫地域包括支援センター等が実施する事例検討会等の参加をしていること。 ⑬必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるようなケアプランを作成していること。環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。	

通院時情報連携加算	5 2 1 円
算定要件 利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。	

入院時情報連携加算	(Ⅰ)	2, 6 0 5 円
	(Ⅱ)	2, 0 8 4 円
算定要件 (Ⅰ) 利用者が入院・入所するにあたり、 <u>入院前もしくは入院日</u> に介護支援専門員が病院等職員に対して必要な情報を提供した場合。 (Ⅱ) <u>入院日から 3 日以内(入院日を除く)</u> に、病院等職員に対して必要な情報を提供した場合。 ※該当日が営業日以外だった場合はその翌日になる。		

退院・退所加算	(Ⅰ) イ	4, 6 8 9 円
	(Ⅰ) ロ	6, 2 5 2 円
	(Ⅱ) イ	6, 2 5 2 円
	(Ⅱ) ロ	7, 8 1 5 円
	(Ⅲ)	9, 3 7 8 円
算定要件 介護支援専門員が病院・施設等の職員から必要な情報の提供を得た上で居宅サービス計画を作成し調整を行った場合。 退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する。 (Ⅰ) イ 入院・入所していた方が退院・退所するにあたり、利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている。 (Ⅰ) ロ 入院・入所していた方が退院・退所するにあたり、利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けている。 (Ⅱ) イ 入院・入所していた方が退院・退所するにあたり、利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けている。 (Ⅱ) ロ 入院・入所していた方が退院・退所するにあたり、利用者に係る必要な情報の提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスを行っている。 (Ⅲ) 入院・入所していた方が退院・退所するにあたり、利用者に係る必要な情報の提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスを行っている。		

ターミナルケアマネジメント加算	4, 1 6 8 円
※算定要件在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。	

緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 0 8 4 円
算定要件 病院等の求めにより医師・看護師等と共に居宅を訪問して話し合いを行い、サービスの調整を行った場合。	

介護職員等処遇改善加算	総報酬単位数の 2.1%
算定要件 ①または②の要件を満たしていること ① 生産性向上や協働化に係る取組みを行っていること ② 以下の要件を満たしている (ア)任用要件、賃金体制の整備等 (イ)研修の実施 (ウ)職場環境の整備	

(2) 交通費

前記Ⅱの1のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

なお自動車を使用して訪問した場合の交通費として、通常のサービス提供地域を越えた地点から5km毎に105円の実費をご負担いただきます。

4 サービスの利用の流れ

- ①契約書の取交わし
- ②保険者への届出
- ③アセスメント実施
- ④居宅サービス計画作成
- ⑤介護サービス事業者とのサービス調整
- ⑥モニタリング
- ⑦介護保険更新代行申請

5 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

介護保険法に基づき、要介護者が在宅で自立した生活が送れるよう総合的に支援し、公正中立なサービス選択を行い、家庭並びに地域社会との結びつきを重視した運営を行います。

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るため、利用者に前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具（以下、訪問介護等という）の各サービスの利用割合及び前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等のサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合の説明を別紙にて行い、理解が得られるように努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい。
アセスメントの方法	－	居宅サービス計画ガイドライン方式
介護支援専門員への研修の実施	有	年4回以上研修参加を実施しています。
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者の都合により解約した場合の解約料	有	前記3の(3)参照

6 居宅サービス計画作成の支援

利用者やその家族は、介護支援専門員が「居宅サービス計画（ケアプラン）」に位置付ける居宅サービス事業所について下記の事項を介護支援専門員に求めることができます。

- ①複数の指定居宅サービスの事業所等の紹介
- ②当該事業所を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた理由

7 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- (3) 事業者が得た利用者及び家族の個人情報については、利用者への介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとします。

8 医療機関との連携

- (1) 介護支援専門員は、利用者の同意を得て主治医へ情報提供をします。
- (2) 介護支援専門員は、利用者が入院する必要が生じた場合に、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関に伝えるよう利用者・家族に協力を求めます。

9 高齢者虐待防止について

当事業所は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 虐待防止について研修する委員会を定期的に開催します。
- (5) 当事業所従業者又は居宅サービス事業者、及び介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに市町村へ通報します。

※上記のことを行わなかった場合、高齢者虐待防止未実施減算（単位数の 1/100 の減算）があります。

虐待防止に関する責任者	管理者： 長島 大介
-------------	------------

10 身体拘束等への適切な対応

当事業所は、身体拘束等を利用者様等がその人らしい生活を営むことを阻害する行為とし、生命または身体の保護のために緊急やむを得ない場合を除き、行ってはならない行為とします。

- (1) 緊急やむを得ない場合についてもその理由と経過を記録し、代替方法の検討を行い、早期に解除できるように取組みます。
- (2) 身体拘束等の適正化のための委員会を 3 か月に 1 回以上開催します。
- (3) 事業所として指針を整備します。
- (4) 職員に研修を定期的実施します。

※上記のことを行わなかった場合、身体拘束廃止未実施減算（所定単位数の 1/100 の減算）があります。

1 1 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援および各サービスについて相談・苦情を承ります。

羽生総合病院ふれあい介護相談所 相談係 長島 大介

TEL 048-562-5037

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

埼玉県国民健康保険団体連合会

TEL 048-824-2568

羽生市役所（介護保険担当）

TEL 048-561-1121

加須市役所（介護保険担当）

TEL 0480-62-1111

1 2 ハラスメントについて防止について

利用者及びその家族からのハラスメント行為に対し、ハラスメントについての規定を定め、職員は計画的に研修等に参加し、適切な対応ができるように努めます。利用者様及びその家族から社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害する恐れのある行為について事業所として厳粛に対応します。

具体的には以下の行為が該当します。

- ・暴言や威圧的な態度
- ・侮辱や名誉棄損にあたる言動
- ・過度の要求や執拗な連絡
- ・身体的暴力、破壊行為
- ・セクシャルハラスメントに該当する言動
- ・SNS、インターネット等を利用した誹謗中傷
- ・その他、職員の心身に不利益を与える行為

上記の行為が認められた場合は、事業所は以下の対応を行う場合があります。

- ・事実確認及び注意喚起
- ・サービス提供方法の見直し
- ・事業所として対応についての文書通知
- ・行政機関や警察への相談
- ・契約解除を含むサービス提供の中止

1 3 衛生管理・感染症予防について

感染防止等に関する指針を作成し、感染症対策についての会議を定期的に行います。研修の参加や訓練を実施して感染症の予防及び蔓延防止に努めます。感染症の拡大等が発生した場合も支援が継続できるよう計画を作成し、研修と訓練を実施します。

1 4 事故発生時について

- (1) 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 1の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償手続きを行います。

1 5 事業継続への支援について(自然災害等、感染症の拡大)

自然災害等が発生した場合においても、利用者が継続して指定居宅介護支援を受けられるように業務継続計画の作成と研修、訓練(シミュレーション)を行います。また、行政や地域の事業所との協力体制を構築するなど有事への備えを行います。

※上記のことを怠った場合、業務継続計画未実施減算(所定単位数の1/100の減算)があります。

1 6 身元を保証する方のいない場合の対応

利用者に身元保証人がいない場合にあっても、適切なケアマネジメントを実施いたします。ただし、緊急時等において事業所のみで対応できない事項につきまして以下のように対応します。

- ・緊急時に主治医、サービス事業者、行政機関等の連絡先を確認し、連携します。
- ・入院手続きや医療機関へ同意等代行できない行為について、行政機関や地域包括支援センターと連携し必要な支援を行います。
- ・利用者様の金銭管理や身元保証、契約の代行は行いません。
- ・身寄りのない方は、地域包括支援センター、行政、医療機関、サービス事業所と連携し、必要な支援体制を整えます。

1 7 当法人の概要

名 称	医療法人 徳洲会
代 表 者	理事長 東上 震一
所 在 地	大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1-1200号
電話番号	06-6346-2888